

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には、そ
の翌日)

に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた
ので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目 次

◆告示字の区域の変更

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定(六件)

土地改良事業の認可(二件)

解の指定の一部改正

選挙管理委員会の招集

◆選管告示

選挙委員会の招集

告 示

鳥取県告示第八百六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関する規定により推薦を求める。
鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十二年九月一日現在の地番による。)
大字高田字中河原	大字高田字中河原の全域、大字高田字下河原一〇八九の三、一〇八九の四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九及びこれらと一体となす国有地並びに大字高田字西上河原一一五〇の三及び一一五〇の一
大字高田字下河原	大字高田字下河原のうち一〇八九の三、一〇八九の四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九及びこれらと一体となす国有地以外の区域

鳥取県告示第八百七号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関する規定により推薦を求める。
鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

第二十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

様式(1)

推 薦 書

昭和 年 月 日

一 推薦する者の資格
鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和三十四年法律第百七十四号)第二条の規定に適合する労働組合である。

二 推薦される者の資格
労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でない。

三 推薦手続

(1) 推薦する者は、推薦書(様式①)を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由(鳥取市、岩美郡、八頭郡又は氣高郡に主たる事務所を有する者を除く。〔〕において同じ。)して知事に提出する。

(2) 推薦する者は、労働組合資格審査申請書(様式②)を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出する。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付ける。

五 推薦の期間

昭和五十一年十月十四日から昭和五十一年十月二十日まで

鳥取県知事 殿

所 在 地

労働組合の名称

代 表 者 名

㊞

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属組合の名称及びその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	備 考

(注) 学歴、職歴、組合歴等を年月日順に記入した履歴書を添付すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所在 地

労働組合名

代表者名

㊞

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区
就任した役員の氏名及び住所
理事 山脇 浩 米子市榎原五九三

昭和五十二年八月二十九日開催の総会において、理事の補欠選挙の結果
当選し、昭和五十二年八月二十九日就任 任期昭和五十六年三月二十日まで

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定
に基いて、次のとおり土地改良区かい役員が退任し、又は就任した旨の届
出があつたので同法同条第十七項の規定による公示する。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県告示第八百八号

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参与した
いので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださるよ
う下記の書類を添えて申請します。

記

鶴ヶ池土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事	龜 尾 福 重	米子市田下七五六番地
船 岡 嘉 市	"	福井四九三番地の11
門 田 要 一	"	四八六番地の1
仲 石 宇 一	"	日下五五一番地
松 本 康 照	"	一五二番地
船 越 克 己	"	二八二番地
西 村 政 雄	"	福井一七五番地
中 利 明	"	五九六番地

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨
付記すること。)

監事	森山繁義	船寄辰雄	二六六番地
	藤川吉之進	日下五六二番地	七二二番地の一
任期満了により退任		福万五九五番地	"
		倉谷五八六番地	"
鴨ヶ池土地改良区		小竹三八二番地	"
就任した役員の氏名及び住所		六二五番地	"
理事	門田要一	米子市福万四八六番地の一	"
	船岡嘉市	四九三番地の二	"
	伊藤実	日下二六九番地	"
	田中武美	五六七番地	"
	藤川吉之進	五六二番地	"
	畠中愛国	二九六番地	"
	野坂利喜雄	石州府四三三番地	"
	寄春芳	福万二六六番地	"
	西村政雄	一七五番地の一	"
	森山繁義	七二二番地の一	"
	福富重光	日下一四五番地	"
	奥田孝義	石州府四五六番地	"
昭和五十二年八月二十一日開催の総合において、総選挙の結果当選し、			
昭和五十二年八月二十八日就任 任期四年			

監事	近藤宗統	西伯郡名和町大字豊成九九二番地	退任した役員の氏名及び住所
	枝谷拓弥	豊成五四四番地の一	"
	上村熊宣	倉谷五〇六番地	"
	入江得吉	小竹七〇九番地	"
	二宮啓寿	小竹三八二番地	"
	二宮明信	六二五番地	"
	監事	小西勝則	"
	枝谷拓弥	豊成五四四番地の一	"
	上村熊宣	倉谷五〇六番地	"
	入江得吉	小竹七〇九番地	"
	二宮明信	六二五番地	"
就任した役員の氏名及び住所			
理事	近藤宗統	西伯郡名和町大字豊成九九二番地	
	金田行夫	九四五番地	
	上村熊宣	四八五番地	
	小西紀緒	五七六の一一番地	
	入江得吉	倉谷五八六番地	
	枝谷拓弥	小竹六二五番地	
	二宮啓寿	三八二番地	
	二宮明信	七〇九番地	
昭和五十二年八月二十一日開催の総合において、総選挙の結果当選し、			
昭和五十二年八月二十八日就任 任期四年			

林 原 俊 治	倉 谷 五 二 番 地
野 口 博 史	豊 成 五 二 四 の 一 番 地
理 事	昭 和 五 十 二 年 八 月 十 八 日 開 催 の 總 会 に お い て、 總 選 挙 の 結 果 当 選 し、 昭 和 五 十 二 年 八 月 二 十 六 日 就 任 任 期 四 年
大 原 千 町 土 地 改 良 区	
退 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	
大 原 千 町 土 地 改 良 区	
退 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	
理 事	西 伯 郡 岸 本 町 久 古 一 四 二 三 の 一
昭 和 五 十 二 年 八 月 十 八 日 死 亡 に よ り 退 任	
就 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	
大 原 千 町 土 地 改 良 区	
就 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	
理 事	西 伯 郡 岸 本 町 大 原 五 七 九 一
野 口 敏 智	西 伯 郡 岸 本 町 大 原 五 七 九 一
西 木 孝 義	大 原 四 六 一
後 藤 弘	久 古 六 二 二
松 原 嘉 勇	久 古 一 五 一 ○
鳥 嘉 勇	真 野 九 三 八 一 三
仲 田 敏 夫	須 村 八 ○ 八
浅 田 英 一	番 原 六 一
水 英 一	五 九 三
清 田 正 文	五 九 三
仲 田 敏 夫	須 村 八 ○ 八
大 垣 嘉 勇	久 古 一 五 二 三
山 崎 嘉 勇	真 野 五 四 九
山 崎 嘉 勇	丸 山 一 三 ○ の 二
山 崎 嘉 勇	二 二 一
山 崎 嘉 勇	須 村 五 九 ○
大 原 四 五 七	六 〇 二

監 事	鶴 田 衛	須 村 五 九 ○
就 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所		
大 原 千 町 土 地 改 良 区		
就 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所		
理 事	山 口 才 藏	大 原 四 五 七
野 口 才 藏	後 藤 幸	久 古 四 九
西 木 孝 義	番 原 幸	
後 藤 幸	須 村 幸	
大 原 四 六 一	久 古 一 五 一 ○	
久 古 六 二 二	真 野 九 三 八 の 三	
番 原 六 一	須 村 八 ○ 八	
五 九 三	五 九 三	
須 村 八 ○ 八	須 村 八 ○ 八	
久 古 一 五 二 三	久 古 一 五 二 三	
真 野 五 四 九	真 野 五 四 九	
丸 山 一 三 ○ の 二	丸 山 一 三 ○ の 二	
二 二 一	二 二 一	
須 村 五 九 ○	六 〇 二	

後藤 幸 久古四九
幸形 薫 大原四五七

昭和五十二年九月十日開催の総会において選任され、昭和五十二年九月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第八百九号

昭和五十二年七月十三日付けで日南町から申請のあつた土地改良（鉄穴内地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月十五日から二十日間

江府町役場

三 縦覧に供する場所

昭和五十二年十月十五日から二十日間

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県知事 平林鴻三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十一号

昭和五十二年九月十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（御机地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第八百十号

昭和五十二年九月十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（貝田地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年十月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百十二号**
- 昭和五十二年七月十二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（島地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十二年十月十四日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年十月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百十三号**
- 昭和五十二年八月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（入町地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十二年十月十四日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年十月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百十四号**
- 昭和五十二年九月十四日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（今

吉地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年十月十五日から二十日間

縦覧に供する場所

日吉津村役場

土地改良事業計画書及び条例の写し

縦覧に供する期間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県立鳥取養護学校

「鳥取県立鳥取養護学校 鳥取市江津七三〇」を「鳥取県立鳥取養護学校 鳥取市江津七三〇」に改める。

鳥取市伏野字荒神谷一、五五〇の一

鳥取県告示第八百十五号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(公文地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年十月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県告示第八百十六号

白野町から申請のあつた町営土地改良(新田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(廢の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十二年十一月一日から施行する。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

昭和五十二年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

00110

昭和52年10月14日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第4892号 (第三種郵便物認可)

(1) 昭和五十二年度教育表彰について
(2) その他

一 日時 昭和五十二年十月十七日（月）午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
三 議題 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する
証票の有効期限について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十二年十月十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

一日時 昭和五十二年十月十七日 午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
三 議題

(1) 昭和五十二年度教育表彰について